

# 平成29年度 郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 採用・退職者の状況

#### ①採用に係る競争試験の結果

区分	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	199	177	51	43	24	7.4	21

(注) 平成28年度に実施した採用試験の結果と、その試験により平成29年度に採用した職員数です。

#### ②事由別退職者数

区分	定年	勸奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	10	1	3	0	0	14

(注) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに退職した職員数です。

### (2) 職員数の推移

#### ①部門別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数
	H29	H28	
消防職員	414	407	7

#### ②年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	16	39	50	68	45	24	45	21	27	39	40	0	414

(注) 職員数は一般職(臨時職員を除く)に属する職員数です。

## 2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本組合においても、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」、「業績評価」及び「意識姿勢評価」から評価して、人事管理の基礎とすることを定め、公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修の実施に取り組んでいます。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ①平成28年度の人件費の状況(平成28年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 管内人口(H29.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
392,248人	4,970,029千円	45,097千円	3,422,734千円	68.9%

### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### ①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消防職	37.2歳	306,304円	334,055円

(注) 「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

#### ②職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区分	郡山地方広域消防組合	国の制度 公安職
消防職	168,400円	164,900円

#### ③職員の経験年数別・平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

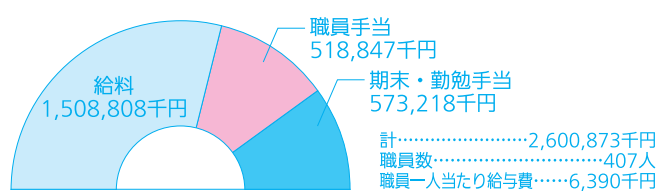
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	270,154円	308,820円	328,617円

### (4) 職員手当の状況

#### ①期末・勤勉手当、退職手当(平成29年4月1日現在)

区分	郡山地方広域消防組合			
	支給率	期末	勤勉	計
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分
	12月期	1.325月分	0.85月分	2.175月分
	計	2.55月分	1.70月分	4.25月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置	有		
	支給率	期末	勤勉	計
退職手当	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分
	12月期	1.375月分	0.85月分	2.225月分
	計	2.60月分	1.70月分	4.30月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置	有		
	支給率	自己都合	勸奨・定年	
退職手当	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	
	最高限度	49.59月分	49.59月分	

#### ②平成28年度職員給与費決算(一般会計)



### (3) 消防職の級別職員等の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	126人	30.5%
2級	副主査	102人	24.7%
3級	主査	91人	22.0%
4級	係長・主任	49人	11.8%
5級	課長補佐・主任主査	20人	4.8%
6級	課長・主幹・副署長	22人	5.3%
7級	次長・参事・署長	3人	0.7%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注) 郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
※行政職

#### ②特殊勤務手当

区分	郡山地方広域消防組合
支給実績(28年度決算)	27,091千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	66,562円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	8種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注) 手当の種類、名称は平成29年4月1日現在のもです。

#### ③時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	152,772千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	426千円
支給実績(27年度決算)	141,892千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	397千円

## ④その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		
扶養手当	配偶者	10,000円	
	子	8,000円	
	父母等	6,500円	
	配偶者がいない場合の扶養親族	子	10,000円
		父母等	9,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子（1人につき・加算額）	5,000円		
住居手当	借家・借間	上限 27,000円	
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額	
	交通用具利用者	通勤距離による 月額 2,000円～40,700円	
管理職手当	管理・監督の地位にある職員（課長補佐相当職以上）に支給	55,200円～96,500円	

## 4 職員の勤務条件の状況

## (1) 休暇に関する事項

## ①年次有給休暇について

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

また、当該の中途において、新たに職員となる者については、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

## ②消防職員の年次有給休暇使用状況

	H28 A	H27 B	増減 A-B
平均使用日数	7.1日	6.3日	0.8日
消化率	17.7%	15.7%	2%

(注) 一般職員（派遣、臨時職員を除く）の実績

## (2) 育児休業について

## 育児休業等の取得状況

区分	男性	女性
育児休業取得者数	0人	0人
部分休業取得者数	0人	0人
計	0人	0人

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

## (2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	0人	0人	0人

## 6 職員のサービスの状況

## (1) サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

## (2) サービス規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえて、消防次長名によるサービス規律の確保に関する通達（依命通達）を全職員に対して行っています。

◆平成28年度におけるサービス通達……4回

## 7 職員の退職管理の状況

本組合では、平成28年4月1日から、地方公務員法、本組合職員の退職管理に関する規則に基づき、職員の退職管理を実施しています。

本組合を退職した後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）が、現職の職員に対し、再就職先の営利企業と本組合との間の契約等の事務について、職務上の行為をする（もしくは、しない）ように働きかけることを規制しています。

また、現職の職員は、再就職者から働きかけを受けた場合、公平委員会にその旨を届け出ることが義務化されています。

## 8 職員の研修の状況

## 平成28年度における職員研修の実績

研 修 区 分		受講者数
階層別研修	庁内研修	111人
	ふくしま自治研修センター	20人
	計	131人
専門研修	庁内研修	1,160人
派遣研修	ふくしま自治研修センター	4人
	消防大学校	6人
	福島県消防学校	64人
	研修機関等	3人
	計	77人
合 計		1,368人

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 福利厚生制度

## ○安全衛生管理体制

郡山地方広域消防組合職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

## ○福利厚生制度

郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。

職員親善スポーツ大会の開催、うねめ踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全股を実施しています。

## (2) 公務（通勤）災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

・平成28年度公務（通勤）災害認定件数

公務災害……0件

通勤災害……1件

## 10 公平委員会の業務の状況

## (1) 勤務条件に関する措置の要求状況

（平成28年度）

①係属事案……なし

②完結事案……なし

## (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

（平成28年度）

①係属事案……なし

②完結事案……なし